

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年12月25日
【事業年度】	第35期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	株式会社ユーラシア旅行社
【英訳名】	EURASIA TRAVEL Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上 利男
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目7番4号
【電話番号】	03-3265-1691（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 杉浦 康晴
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区平河町二丁目7番4号
【電話番号】	03-3265-1691（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 杉浦 康晴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月
営業収益 (千円)	4,988,189	5,209,383	5,416,091	5,727,590	2,347,587
経常利益又は経常損失 (千円)	51,078	151,831	7,640	167,058	61,487
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	42,274	136,838	5,471	129,070	70,133
包括利益 (千円)	107,449	223,815	15,302	114,753	70,280
純資産額 (千円)	1,975,007	2,117,642	2,051,764	2,085,337	1,974,466
総資産額 (千円)	3,094,614	3,432,003	3,316,201	3,411,973	2,216,512
1株当たり純資産額 (円)	535.23	573.89	556.03	565.13	535.09
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	11.46	37.08	1.48	34.98	19.01
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	63.8	61.7	61.9	61.1	89.1
自己資本利益率 (%)	2.0	6.7	0.3	6.2	3.5
株価収益率 (倍)	-	15.3	379.1	14.7	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	154,084	5,769	18,269	166,416	791,127
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	129,635	277,925	387,484	6,817	7,754
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	81,131	81,143	81,123	81,060	40,654
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,800,194	2,005,604	2,295,825	2,371,625	1,552,362
従業員数 (名)	93	94	95	90	103

(注) 1. 営業収益には消費税等は含まれておりません。

2. 第32期、第33期及び第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第31期及び第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	2016年9月	2017年9月	2018年9月	2019年9月	2020年9月
営業収益 (千円)	4,988,189	5,209,383	5,416,091	5,727,590	2,347,587
経常利益又は経常損失 (千円)	52,038	146,114	9,185	169,440	76,600
当期純利益又は当期純損失 (千円)	40,574	132,349	6,356	130,889	66,064
資本金 (千円)	312,000	312,000	312,000	312,000	312,000
発行済株式総数 (株)	3,690,000	3,690,000	3,690,000	3,690,000	3,690,000
純資産額 (千円)	1,937,451	2,075,596	2,010,603	2,045,996	1,939,194
総資産額 (千円)	3,031,899	3,360,275	3,242,028	3,342,272	2,135,702
1株当たり純資産額 (円)	525.05	562.49	544.88	554.47	525.53
1株当たり配当額 (円)	22	22	22	22	-
(内、1株当たり中間配当額) (円)	(11)	(11)	(11)	(11)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	11.00	35.87	1.72	35.47	17.90
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	63.9	61.8	62.0	61.2	90.8
自己資本利益率 (%)	2.0	6.6	0.3	6.5	3.3
株価収益率 (倍)	-	15.8	326.2	14.5	-
配当性向 (%)	-	61.3	1,279.1	62.0	-
従業員数 (名)	47	50	49	45	45
株主総利回り (%)	96	114	117	112	105
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(96)	(124)	(137)	(123)	(129)
最高株価 (円)	550	620	633	605	522
最低株価 (円)	461	462	551	498	280

(注) 1. 営業収益には消費税等は含まれておりません。

2. 第32期、第33期及び第34期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第31期及び第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

2【沿革】

年月	事項
1986年 2月	株式会社ユーラシア旅行社（本店住所：東京都千代田区飯田橋3-11-5）を設立、海外旅行専門会社として業務を開始
1986年 3月	運輸大臣登録一般旅行業代理店業第4413号認可登録
1990年 7月	運輸大臣登録一般旅行業第975号認可登録
1995年 5月	IATA（国際航空運送協会）公認旅客代理店認可
1995年 8月	株式会社ユーラシアサービス（連結子会社）を資本金1,000万円にて設立し、添乗業務を請け負う子会社とする（2000年 1月12日に増資し、資本金3,000万円となる）
1996年 7月	現在地に本社移転
1999年10月	日本旅行業協会ボンド保証会員
2001年 4月	株式を日本証券業協会に登録
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
2010年 4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 JASDAQ市場に上場
2013年 7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場の統合に伴い、東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）に上場

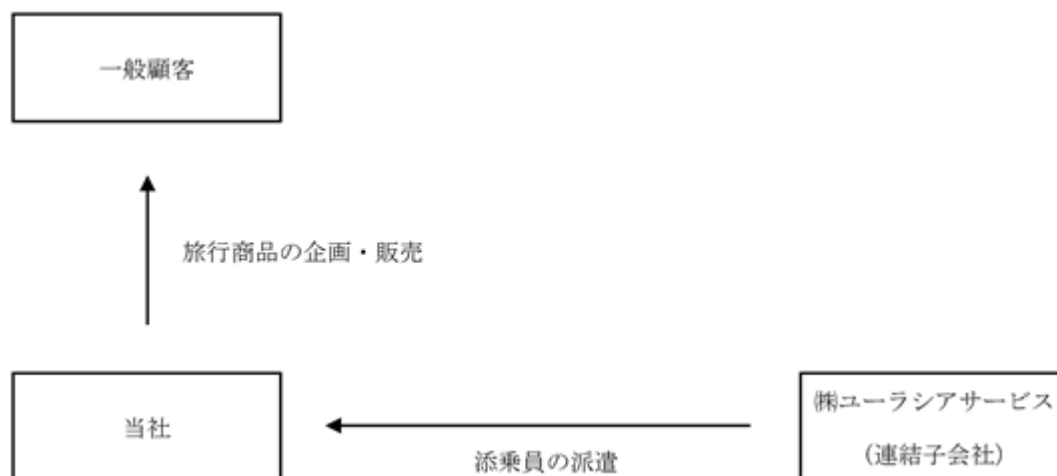
3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び子会社 1 社により構成されており、独自の企画による海外旅行商品の販売を主たる業務としております。

当社グループの企画販売する海外旅行商品は、自然・文化・芸術・人間をテーマに全世界を舞台とした観光内容重視のものであり、新しいライフバリューの創造を目指した、自社オリジナルツアーの企画・販売を行っております。

子会社の当該事業に係る位置付けは、当社主催ツアーにおける添乗員の派遣であり、当社独自の取扱地域や旅程日程を熟知した、当社専属添乗員の育成を行っております。

以上述べた事項の系統図は下記のとおりであります。



（注） 当社グループは、旅行業以外の事業は営んでおらず、事業内容の記載を省略しております。なお、「第 2 事業の状況」以降においてセグメントに関連付けて記載すべき事項につきましては、同様に省略しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社) ㈱ユーラシアサービス	東京都千代田区	30,000	人材派遣業	100	-	当社が主催するツアーへの添乗員、内勤業務者の派遣。 当社取締役3名が同社の取締役を兼任しております。

(注) 添乗員及び内勤業務者として派遣するのは、全て株式会社ユーラシアサービスの従業員であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年9月30日現在

区分	従業員数(名)
旅行事業	103
合計	103

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

2020年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
45	39.0	13.5	5,121,183

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は、円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、海外旅行において知的満足や精神的な喜びを強く求める円熟層を対象に、世界160ヶ国以上を舞台に、当社独自の海外旅行企画を販売しております。そうした円熟層のニーズに応えるため、自然、文化、芸術、人間という知的テーマを強く打ち出した旅行商品の品揃えと、訓練された添乗サービス、コミッション目当てに免税店へ立ち寄ることなく観光時間を充実させるなど、上質なツアー運営を目指しています。そのようにありきたりでない旅行商品の販売で強みを発揮し当社のファンを拡大するため、それを担う「人材」の知力とサービス力を高めることが最大の経営課題であり、当社は、知恵の共有のためIT技術を積極的に活用したり、学習や教育のモチベーションに力を入れています。

人づくりのために、当社グループは経営における公正（フェア）さと透明性と説明責任を重視し、特に、人の評価に関して、その姿勢を徹底します。

公正さと透明性と説明責任は、従業員に対してだけでなく、当社グループの企業活動に関わる全ての人々に対して果たされるべきものであり、そのことを重要な経営方針として、当社は企業活動を推進いたします。

(2) 経営環境

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景とする緩やかな回復基調で推移していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済社会活動が大きく制限される状況となり、企業収益、個人消費とも急速に低下し、現状においても先行きの不透明な状況にあります。

当社グループにおきましては、3月25日付で外務省より、全世界に対しての危険情報「レベル2（不要不急の渡航はやめて下さい。）」の発出がなされるに至り、日本からの海外旅行の催行が不可能な状況になりました。

今後の動向については、海外旅行は、国内外の新型コロナウイルス感染症拡大の収束状況を見守り、海外旅行催行再開に備えます。また、従来主力事業の位置づけになかった国内旅行部門に一部資源を投下するとともに、国のGoToトラベル事業を活用し、安心・安全な旅を提供してまいります。こうした環境を踏まえ、経営資源の有効活用を図りながら、営業収益の確保に取り組んで参ります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略と目標とする経営指標

インターネットを通じた航空券販売や、航空券販売における旅行会社の手数料の減少など、旅行会社の淘汰や、旅行会社同士の合併などによって、旅行業は急激な変化を余儀なくされます。しかしその変化の本質は、仲介業者としての旅行会社の役割が消失するということであり、旅行会社が旅行商品をプロデュースする役割が無くなるということではありませんし、そのニーズも依然として強くあります。

すなわち、誰でもできるチケットの仲介業ではなく、その会社にしかできない専門領域を持ち、その強みで顧客の信頼を勝ち取ることによって、旅行業界内において勝ち残り組の立場を築けると考えます。

当社グループとしてはその考えのもと、知的・精神的円熟層というコアターゲットの支持を集めながら、その層の顧客を着実に拡大していくことを中長期的な会社の経営戦略の中心に置いています。

経営指標としては、「営業収益」及び「営業利益」に着目しております。当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、当連結会計年度の営業収益は前連結会計年度の5,727百万円を大幅に下回る2,347百万円となり、営業利益は前連結会計年度の150百万円から当連結会計年度は267百万円の営業損失となりました。海外旅行が、従前の、通常に近い形で海外旅行が可能となる時期を2022年前半と仮定しており、当社グループの営業収益及び営業利益の回復にも時間がかかる見通しです。引き続き営業収益及び営業利益の回復に努めてまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、2020年3月25日付で外務省より、全世界に対しての危険情報「レベル2（不要不急の渡航はやめて下さい。）」の発出がなされるに至り、日本からの海外旅行の催行が不可能な状況になりました。外務省の危険情報「レベル2」の制限解除の時期によっては当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、かかる状況に対応するため、営業時間の短縮、一部業務の休業、雇用調整助成金等の公的制度の活用、役員報酬総額の削減、給与の一部見直し、広告費の抑制などによる販売費及び一般管理費の削減を図りました。加えて、従来主力事業の位置づけになかった国内旅行部門での収益確保のために社内資源の一部を投下いたしました。

これらの対応策を実施した結果、当社の資金繰りに関しましては、当連結会計年度末の現金及び預金残高から旅行前受金残高を控除して1,474百万円の残高となっております。他方、当連結会計年度の販売費及び一般管理費の総額は696百万円であり、借入金残高もないことから、当面の資金繰りについては問題ないと判断しております。

顧客の支持を確固たるものとして継続するために、引き続き顧客との綿密なコミュニケーションに努め、知的好奇心や精神的喜びに応える旅づくりを通じて上質なサービスを提供し続けるよう努めます。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、主として以下のようなものがあります。当社はこれらのリスクの発生の可能性を認識した上で、その予防や分散、リスクヘッジ等を実施していく方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 海外の政治情勢、戦争、紛争、テロ事件、自然災害等の影響

当社は海外旅行の企画・販売を事業としており、海外諸地域の安全性が損なわれる事態が生じた際、当初計画していた旅行の催行取り止め等により、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当該事象の程度によっては、顧客心理への悪影響から海外旅行需要自体の低下により、大幅な収益の減少に見舞われ、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 外国為替相場の変動の影響

当社は、海外旅行の販売に伴い、仕入原価の約半分を占める地上費について外貨支払の割合が高いために、外国為替相場の変動が業績等に影響を及ぼす可能性があります。

商品の価格決定にあたっては、価格決定時の為替相場に応じた設定を行うとともに、取扱予想外貨に基づく為替予約を行う形をとっておりますが、予想を超える大幅な為替相場の変動が発生した場合には、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大をうけて、2020年3月度においては急激な売上・利益の減少の傾向となりましたが、3月25日付で外務省より全世界に対しての危険情報「レベル2（不要不急の渡航は止めてください）」の発出がなされるに至り、日本からの海外旅行の催行が不可能な状況になりました。

現在のところ海外旅行の催行再開については、確定的な計画を立てることが困難な環境下にあります。

外務省の危険情報「レベル2」の制限解除の時期によっては当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクへの対応策等については、次の「(4) 継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載しております。

(4) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社は、2020年3月25日付で外務省より、全世界に対しての危険情報「レベル2（不要不急の渡航はやめて下さい）」の発出がなされるに至り、日本からの海外旅行の催行が不可能な状況になりました。外務省の危険情報「レベル2」の制限解除の時期によっては当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、かかる状況に対応するため、営業時間の短縮、一部業務の休業、雇用調整助成金等の公的制度の活用、役員報酬総額の削減、給与の一部見直し、広告費の抑制などによる販売費及び一般管理費の削減を図りました。加えて、従来主力事業の位置づけになかった国内旅行部門での収益確保のために社内資源の一部を投下いたしました。

これらの対応策を実施した結果、当社の資金繰りに関しましては、当連結会計年度末の現金及び預金残高から旅行前受金残高を控除して1,474百万円の残高となっております。他方、当連結会計年度の販売費及び一般管理費の総額は696百万円であり、借入金残高もないことから、当面の資金繰りについては問題ないと判断しております。

以上より、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景とする緩やかな回復基調が続く一方で、消費税率引き上げによる消費マインドへの影響も懸念され、また通商問題や海外経済の不確実性による日本国内への景気下押しリスクも抱えております。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済社会活動が大きく制限される状況となり、企業収益、個人消費とも急速に低下し、現状においても先行きの不透明な状況にあります。

当社グループにおきましては、2月度の段階までは計画対比で順調な売上・利益の推移が続いておりましたが、新型コロナウイルスの世界での感染拡大の影響から海外旅行の催行が困難な環境下となり、3月度に売上・利益が大幅に減少し、当連結会計年度の営業収益は2,347百万円（前期比41.0%）、経常損失は61百万円（前期は経常利益167百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失が70百万円（前期は129百万円の利益）となりました。

財政状態の状況

当連結会計年度末における資産合計は2,216百万円（前期比35.0%減）、負債合計は242百万円（前期比81.8%減）、純資産合計は1,974百万円（前期比5.3%減）となっております。自己資本比率は89.1%であります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税金等調整前当期純損失が61百万円となり、営業未収入金が250百万円減少し、旅行前払金が157百万円減少、営業未払金が128百万円減少、旅行前受金が874百万円減少並びに配当金の支払による支出40百万円等の要因により、当連結会計年度末1,552百万円（前期比34.5%減）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、791百万円（前年同期比 - %）となりました。

これは、税金等調整前当期純損失並びに営業未収入金の減少、旅行前払金の減少、営業未払金の減少及び旅行前受金の減少等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、7百万円（前年同期比 - %）となりました。

これは主に、無形固定資産の取得による支出、保険積立金の解約による収入等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、40百万円（前年同期比50.2%）となりました。

これは配当金の支払等によるものです。

仕入及び販売の実績

当社グループは、旅行業を主たる事業としているため、生産及び受注の実績の記載は該当がありません。従って、仕入実績及び販売実績等についての区分記載を行っております。

() 仕入実績

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
航空運賃	852,511	40.5
地上費	934,527	40.2
その他	131,163	53.8
合計	1,918,202	41.1

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当連結会計年度において、仕入実績に著しい変動がありました。これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2020年3月25日以降、海外旅行の催行が事実上不可能となったことによるものです。

() 販売実績

a. 商品販売売上高は、次のとおりであります。

区分	金額(千円)	前年同期比(%)
旅行業	2,338,781	41.0
その他売上	8,806	39.0
合計	2,347,587	41.0

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. その他売上は保険料手数料の収入であります。

3. 当連結会計年度において、販売実績に著しい変動がありました。これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2020年3月25日以降、海外旅行の催行が事実上不可能となったことによるものです。

b. 添乗員付主催旅行の渡航先別旅行者数による販売実績は次のとおりであります。

行先	人数(人)	前年同期比(%)
ヨーロッパA(南欧)	820	54.8
ヨーロッパB(西欧)	210	22.5
ヨーロッパC(東欧・ロシア)	261	23.1
イスラム諸国	788	60.4
アフリカ	375	46.3
中南米	420	43.4
北米	17	16.7
インド	164	44.6
アジア	219	46.8
中国	70	23.4
シルクロード	151	21.2
オセアニア	77	24.2
その他	779	54.3
合計	4,351	42.1

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

財政状態については、事業の特徴として、営業収益については旅行代金について前受金の形で入金されます。資金については、事前の入金を前提としていることから、無借金経営を継続しており、借入金残高はありません。同時に顧客よりの預り金の性質を有していることに鑑み、前受金相当の資金につきましては、価値変動リスクにさらすことなく、現金及び現金同等物として保有することを基本方針としております。また、米国同時多発テロ事件に見られますように、世界情勢の影響によるリスク等の存在する点から、自己資本の充実及び内部留保の確保による経営の安定性についても留意を払っております。

経営成績については、当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景とする緩やかな回復基調で推移してはいましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済社会活動が大きく制限される状況となり、企業収益、個人消費とも急速に低下し、現状においても先行きの不透明な状況にあります。

当社グループにおきましては、3月25日付で外務省より、全世界に対しての危険情報「レベル2（不要不急の渡航はやめて下さい。）」の発出がなされるに至り、日本からの海外旅行の催行が不可能な状況になりました。

第3四半期以降は、営業の休業を行い、また第4四半期以降は、従来主力事業の位置づけになかった国内旅行部門での収益確保のために社内資源の一部を投下いたしました。当面は国内旅行に経営資源を投下し、引き続き営業収益の確保に努める方針です。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

資本の財源につきましては、外部からの借入金はなく、100%自己資金で賄っております。

資金の流動性につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響について正確な予測が立てられない状況ではありますが、「2事業等のリスク (4)継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載のとおり、現時点では十分な手許資金を確保しており、当面の資金繰りについては問題ないと判断しております。引き続き安定的な資金確保に努めてまいります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載の通りであります。

連結財務諸表の作成にあたり、その作成時点で入手している情報及び合理的と判断する一定の見積もりが必要な項目があります。特に次の項目については、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定が、実績と乖離する場合等、当社グループの経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りに用いた仮定につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載しております。

(固定資産の減損)

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候のある資産または資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、見積られた割引前将来キャッシュ・フロー総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定における回収可能価額の見積りにあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提条件と実際の結果が異なった場合又はその前提条件に変化が生じた場合には、新たに減損処理が生じる可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

当社グループは、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提条件と実際の結果が異なった場合又はその前提条件に変更が生じた場合には、繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

4【経営上の重要な契約等】

(1) IATAとの旅客代理店契約

IATA（国際航空運送協会）公認旅客代理店として1995年5月認可（期限は認可取消になるまで有効）を受け、旅客代理店契約（PASSENGER SALES AGENCY）を結んでおります。

（注） IATA（国際航空運送協会）について

1945年に設立され、主に国際線を運行している航空会社が加盟している民間機関です。

本部は、カナダのモントリオールとスイスのジュネーブにあり、IATA公認代理店向けの諸施策の決定や精算事務は、ジュネーブで行われています。

IATAの権限は、運賃の取り決め、運送条件の取り決め、代理店対策、運行上の取り決め及び運賃決裁などがあります。

IATAの公認代理店の許可を受けることにより自社で国際航空券が発券できます。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

当社の消費税等に係る会計処理は、税抜方式によっているため、この項に記載されている金額には、消費税等は含まれておりません。

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、重要な設備投資はありません。

2【主要な設備の状況】

2020年9月30日現在における当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

提出会社

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	器具備品	ソフトウェア	合計	
本社(東京都千代田区)	本社機能	61	1,915	16,892	18,869	103
合計		61	1,915	16,892	18,869	103

(注) 提出会社の本社は、賃借設備であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,760,000
計	14,760,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年12月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,690,000	3,690,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	3,690,000	3,690,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2014年4月1日 (注)	3,653,100	3,690,000	-	312,000	-	175,600

(注) 普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行ったものであります。

(5)【所有者別状況】

2020年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	15	7	9	1	2,057	2,090	-
所有株式数 (単元)	-	90	475	4,821	151	1	31,348	36,886	1,400
所有株式数の 割合(%)	-	0.24	1.29	13.07	0.41	0.00	84.99	100.00	-

(注) 自己株式1株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
井上 利男	東京都港区	19,491	52.82
(有)ホワイトサクセス	東京都港区白金2-7-41-402	4,140	11.22
佐伯 剛	京都府京都市西京区	900	2.44
前田 陽司	東京都品川区	801	2.17
(株)広美	東京都中央区築地3-9-9	360	0.98
井上 勝仁	神奈川県川崎市中原区	360	0.98
出口 桂太郎	東京都新宿区	300	0.81
川畑 宏	神奈川県横浜市青葉区	270	0.73
宇田 肇	静岡県沼津市	260	0.70
(株)CSSホールディングス	東京都中央区日本橋小伝馬町10-1	225	0.61
計	-	27,107	73.46

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,688,600	36,886	-
単元未満株式	普通株式 1,400	-	-
発行済株式総数	3,690,000	-	-
総株主の議決権	-	36,886	-

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1	390
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	1	-	1	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式には、2020年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2020年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策と認識し、位置付けております。同時に、米国同時多発テロ事件やイラク戦争の影響に象徴されるように旅行業は平和産業であり、当社は、いかなる事態においても健全経営を行って質の高い旅行サービスを提供できるよう内部留保を充実させることも重視しています。将来の事業展開に向けた経営体質の強化を図ることが将来の利益向上につながり、株主への安定的な利益還元に寄与するものと考えます。そのため配当につきましては、業績状況ならびに今後の事業展開に備えるための内部留保の必要額を勘案して実施していく方針であります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

しかしながら、当事業年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大による需要減に対応するためには内部留保の確保が必要と判断し、剰余金の配当を行いません。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、株主・投資家をはじめとする社会全体に対する経営の透明性の確保、迅速かつ柔軟な経営環境への対応の可能な経営システムの構築を重要な施策と考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であります。提出日現在、常勤監査役1名（社外監査役 高橋淑夫）、非常勤監査役2名（社外監査役 加藤純二、社外監査役 田鍋晋二）の計3名を選任しております。いずれも社外監査役であります。社外監査役の充実により、経営の監視機能の点では十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

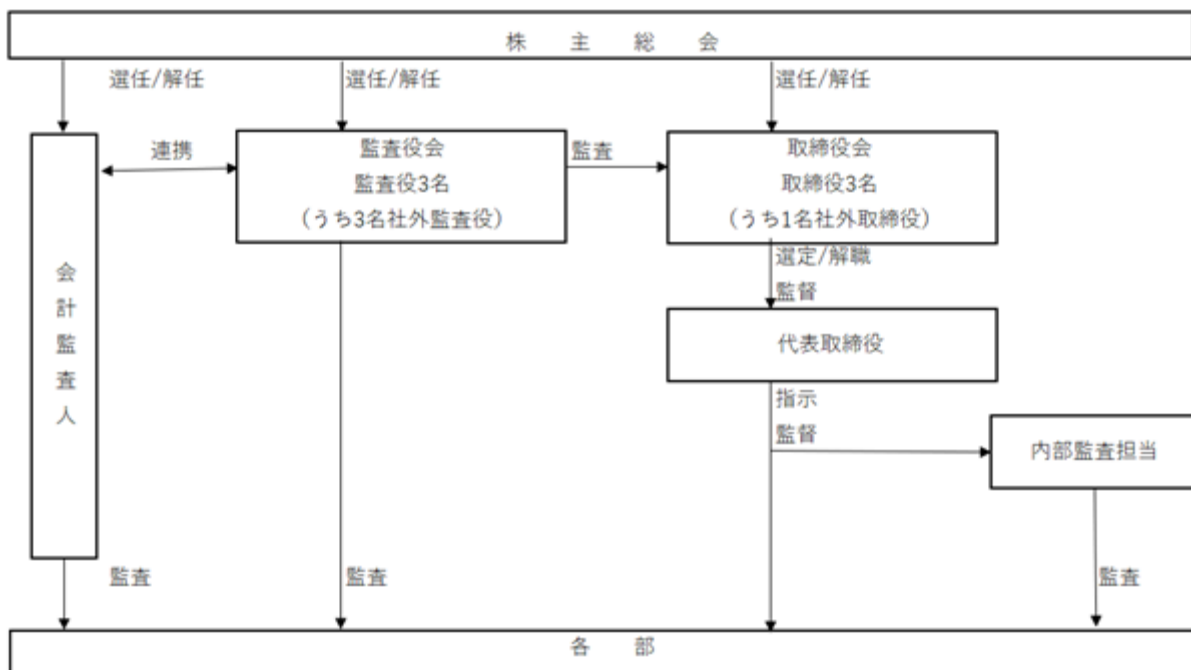
当社の取締役会は、代表取締役1名（代表取締役 井上利男）、取締役2名（取締役 杉浦康晴、社外取締役 河井良成）の計3名で構成されており、代表取締役が主宰し、経営の基本方針、法令で定められた事項及びその他重要な業務執行についての意思決定機関として、毎月1回定例開催のほか必要に応じ開催しております。取締役の業務執行に関する意思決定及び監督をよりの確に行うため、原則として、取締役会にはすべての監査役が出席しております。社外取締役・監査役の出席により、経営判断の客観性を見極めながら審議を行っております。なお、当社は、取締役は7名以内とする旨を定款に定めています。

当社は監査役制度を採用しており、上記の取締役会への出席や意見具申等を通じて取締役の職務執行の適法性を監査しております。

また、当社の社内取締役は、電子メール・電子会議室などを利用して、ほぼ毎日、現場社員とコミュニケーションを図り、経営陣の方針の社内への伝達並びにそれに係わる意思疎通に努めております。市場環境の変化や、リスクの発生時に、会社として迅速かつ確実に対応できるよう、ITを活用したシステムによって情報の流動性を高め、事実の経緯や背景及び判断のプロセスを全従業員に明らかにしています。

さらに、ホームページを活用し投資家の皆様との意見交換や情報開示に積極的に取り組んでまいります。

当社の有価証券報告書提出日現在における企業統治の体制を図式化すると以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システム及びリスク管理体制の整備状況

当社は、職務分掌や職務権限に関する規程をはじめとする各種規程を整備しており、職位に応じた権限と責任の下に業務を遂行することで内部統制を図っております。

当社の取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制として、毎月1回の定時取締役会の開催を行っております。

各取締役は、担当業務に関するリスク管理の責任を負い、適切にこれを管理するとともに、取締役会において報告・情報交換を行っております。

監査役は、取締役会への出席を行うとともに、経営の透明性と監査機能の向上のために、取締役と定期的に意見交換を行っております。会計監査人とのあいだでは、意見交換・情報交換を通じて連携を図っております。

b . 提出会社の子会社業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社につきましては、現在のところ株式を100%所有し、かつ取締役は親会社取締役が兼務する会社1社のみであります。その業務の適正を確保するにあたっては、当社における一元的管理が可能な状況にあり、グループ体運営が図られ、当社と同等のレベルでの体制整備が確保できております。

c . 取締役の選任及び解任の決議要件

取締役の選任の決議要件につきましては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨並びにその決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

d . 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件につきましては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

e . 株主総会の支配に関する基本方針

支配株主は当社の代表取締役であり、当社と支配株主との取引等については、行わないことを基本方針としており、現在においても取引等はありません。

取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適正な条件とするものとし、自己取引・利益相反取引等の発生する場合には、会社法の定めに従い、取締役会の決議を行うとともに、監査役の監視を通じ、当社及び当社株主各位の不利益が生じることのないよう対処して参ります。

f . 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役社長	井上 利男	1957年8月3日生	1984年3月 株式会社日ソ旅行社入社 1986年2月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任) 1995年8月 株式会社ユーラシアサービス設 立 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	19,491
取締役 管理部長	杉浦 康晴	1971年5月13日生	2003年3月 新日本監査法人(現EY新日本有限 責任監査法人)入所 2008年9月 杉浦康晴会計士補事務所設立 2018年4月 公認会計士登録 2019年12月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	河井 良成	1963年7月22日生	1986年4月 富士銀行入行 1999年7月 ドイツ証券入社 1999年12月 当社取締役就任(現任) 2001年9月 パリバ銀行入行 2006年9月 UBS証券会社入社 2008年6月 株式会社ヘキサゴンキャピタル パートナーズ代表取締役就任(現 任)	(注)3	30
常勤監査役	高橋 淑夫	1935年3月10日生	1980年4月 玉川大学教授 2001年3月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	90
監査役	加藤 純二	1961年6月2日生	1996年4月 弁護士登録(藤木孝男法律事務所 所属) 1998年4月 埼玉ひまわり法律事務所開業 1999年12月 当社監査役就任(現任)	(注)5	90
監査役	田鍋 晋二	1965年7月3日生	1990年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監 査法人トーマツ)入所 1994年8月 公認会計士登録 1996年7月 本郷公認会計事務所(現辻・本郷 税理士法人)入所 1999年9月 田鍋公認会計士事務所開業 2009年1月 株式会社田鍋会計事務所代表取締 役就任(現任) 2010年12月 当社監査役就任(現任)	(注)5	-
計					19,701

(注)1. 取締役河井良成は、社外取締役であります。

2. 常勤監査役高橋淑夫、監査役加藤純二及び監査役田鍋晋二は、社外監査役であります。

3. 2019年12月20日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

4. 2019年12月20日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

5. 2018年12月21日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。社外取締役1名及び社外監査役3名と当社との間に人的関係、又は重要な取引関係はありませんが、社外取締役河井良成氏、社外監査役高橋淑夫氏及び加藤純二氏は、当社株式を保有しております。その所有株式数は、「役員一覧」に記載のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役は、経営の客観性や中立性の確保のため、独立した立場からの監督の役割を担う機能を果たしております。また、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、その独立性を担保するため、東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」における独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定める独立役員として指定しております。

当社の社外取締役及び社外監査役の選任状況は、当社の企業統治における重要な機能及び役割を果たす上において十分であると考えております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、職務分掌や職務権限に関する規程をはじめとする各種規程を整備しており、職位に応じた権限と責任の下に業務を遂行することで内部統制を図っております。

また、内部監査を行う専任部署は、現在設置されておきませんが、社長直轄の任命により内部統制システムの有効性評価を行う監査を実施しております。

監査役会は、社外監査役3名で構成されております。監査役会は監査計画・監査方針を定め、各監査役はそれに従い、取締役会等の重要会議への出席や業務・財産及び重要書類の調査並びに必要なに応じて担当取締役及び担当者への聞き取り調査等を実施、これらを通じて取締役の職務執行の監査を行っております。

なお、社外監査役田鍋晋二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

会計監査につきましては、三優監査法人に委嘱しており、随時意見交換を行うとともに、内部監査、監査役監査との連携をとっております。

また、取締役会においては内部統制システムの運用状況が報告されるとともに、内部統制監査についても会計監査の状況については、内部監査、監査役監査への報告並びに連携がとられております。

当期における会計監査業務を執行した公認会計士は、米林喜一、川村啓文の2名であります。上記の2名の公認会計士のほかにその補助者として、6名が会計監査業務に携わっております。

(3) 【監査の状況】

監査役の監査状況

a. 監査役監査の組織、人員及び手続

監査役会は、社外監査役3名で構成されております。監査役会は監査計画・監査方針を定め、各監査役はそれに従い、取締役会等の重要会議への出席や業務・財産及び重要書類の調査並びに必要なに応じて担当取締役及び担当者への聞き取り調査等を実施、これらを通じて取締役の職務執行の監査を行っております。

なお、社外監査役田鍋晋二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

b. 監査役及び監査役会の活動状況

() 監査役及び監査役会の活動状況

監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要なに応じて随時開催しております。当事業年度は15回開催し、個々の監査役の出席状況については以下の通りであります。

役職名	氏名	出席状況
常勤監査役(社外)	高橋 淑夫	15回中15回
監査役(社外)	加藤 純二	15回中15回
監査役(社外)	田鍋 晋二	15回中15回

() 監査役会の主な検討課題

監査役会における主な検討課題は、監査の方針及び監査計画の策定、監査報告の作成、取締役の職務遂行状況の監視監督、会計監査人の職務遂行状況の評価、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等であります。

() 常勤監査役の活動

常勤監査役は、代表取締役及び取締役と随時会合するとともに必要なに応じて意見を述べ、また監査役会議長として監査役会の招集及び運営を行っております。

内部監査の状況

a. 内部監査の組織、人員及び手続

当社は、職務分掌や職務権限に関する規程をはじめとする各種規程を整備しており、職位に応じた権限と責任の下に業務を遂行することで内部統制を図っております。

また、内部監査を行う専任部署は、現在設置されておきませんが、社長直轄の任命により内部統制システムの有効性評価を行う監査を実施しております。

b. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査担当は、内部監査の結果を監査役に報告するとともに意見交換し、内部監査の有効性の向上に努めております。

また、内部監査担当は、会計監査人に対し財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果を提出しております。内部統制上の課題が発見された場合には、必要な会計監査人と協議しております。

監査役会は、会計監査人の監査計画および監査結果の説明を受けております。必要なに応じて随時連携し、相互に意見交換を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

三優監査法人

b. 継続監査期間

22年間

c. 業務を執行した公認会計士

米林 喜一

川村 啓文

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他2名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の品質管理体制、独立性及び監査報酬の妥当性を総合的に勘定し、当該監査法人を選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、監査法人に対して総合的に評価を行っております。監査役会は、監査体制、独立性、監査の品質、監査業務の遂行状況等を検証し、監査法人による監査が適正に行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	10,800	-	10,800	-
連結子会社	-	-	-	-
計	10,800	-	10,800	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

会計監査人の監査報酬の額につきましては、監査公認会計士等から提示された監査計画及び監査報酬見積資料に基づき、監査公認会計士等との必要かつ十分な協議を経て決定しております。

なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に際しては監査役会の同意を得ております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

会社全体の業績、業績に対する個々人の貢献度、ならびに他社の役員報酬データを踏まえた優秀な人材確保に必要な報酬水準を勘案し、株主総会で決定される取締役及び監査役の報酬限度額の範囲内で決定しています。

当社の取締役の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役 井上利男であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。また、監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

(役員の区分)	(報酬等の総額)	(対象となる役員の員数)
取締役 (社外取締役を除く)	44百万円	3名
監査役 (社外監査役を除く)	-百万円	-名
社外役員	6百万円	4名
計	51百万円	7名

- (注) 1. 役員報酬は基本報酬のみであり、その他の種類の報酬は支給しておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、年額500百万円(1999年12月31日株主総会決議)です。
3. 監査役の報酬限度額は、年額100百万円(1999年12月31日株主総会決議)です。

役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または配当金の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、原則として保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有しない方針です。現在の保有はありません。ただし、当社にとっての中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に限り、取締役会において政策保有の意義を検証する手続きを踏まえた上で株式の政策保有の適否を判断することがあります。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

c . 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	200,000	1	200,000
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	3,600	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年10月1日から2020年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年10月1日から2020年9月30日まで)の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更についての確に対応する体制を整備することを目的として、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、役員又は使用人に公認会計士有資格者を配置する方針を有しております。

また、公益財団法人財務会計基準機構並びに日本公認会計士協会の行う研修への参加に努めており、両団体の発信する情報を適時把握して、社内における十分な知識が集積されるよう取組みを行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,371,625	1,552,362
営業未収入金	292,056	7,517
貯蔵品	5,911	5,429
旅行前払金	164,666	6,750
未収還付法人税等	-	36,875
その他	26,367	85,582
貸倒引当金	290	10
流動資産合計	2,860,337	1,694,507
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,670	4,670
減価償却累計額	4,600	4,608
建物(純額)	70	61
工具、器具及び備品	20,181	20,181
減価償却累計額	16,644	18,266
工具、器具及び備品(純額)	3,536	1,915
有形固定資産合計	3,606	1,977
無形固定資産		
電話加入権	3,012	3,012
その他	17,240	16,892
無形固定資産合計	20,252	19,904
投資その他の資産		
投資有価証券	205,569	205,683
敷金及び保証金	177,928	177,924
繰延税金資産	25,221	-
保険積立金	119,056	116,514
投資その他の資産合計	527,776	500,122
固定資産合計	551,635	522,004
資産合計	3,411,973	2,216,512
負債の部		
流動負債		
営業未払金	134,728	6,021
未払金	33,106	3,444
未払法人税等	34,179	4,600
旅行前受金	952,800	78,089
賞与引当金	30,600	7,900
その他	28,877	20,781
流動負債合計	1,214,293	120,836
固定負債		
退職給付に係る負債	112,342	121,208
固定負債合計	112,342	121,208
負債合計	1,326,635	242,045

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	312,000	312,000
資本剰余金	175,600	175,600
利益剰余金	1,598,028	1,487,305
自己株式	-	0
株主資本合計	2,085,628	1,974,904
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	657	437
繰延ヘッジ損益	367	-
その他の包括利益累計額合計	290	437
純資産合計	2,085,337	1,974,466
負債純資産合計	3,411,973	2,216,512

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
営業収益	5,727,590	2,347,587
営業費用	4,669,634	1,918,202
営業総利益	1,057,955	429,384
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	386,338	366,671
賞与	26,245	-
広告宣伝費	105,382	64,910
地代家賃	53,357	53,357
減価償却費	4,933	5,981
賞与引当金繰入額	27,142	4,082
退職給付費用	7,780	8,489
その他	296,286	192,946
販売費及び一般管理費合計	907,467	696,439
営業利益又は営業損失()	150,487	267,054
営業外収益		
受取利息	309	115
受取配当金	8,672	3,600
為替差益	6,088	13,347
助成金等収入	-	177,876
保険積立金解約益	-	9,054
その他	1,500	1,574
営業外収益合計	16,571	205,567
経常利益又は経常損失()	167,058	61,487
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	167,058	61,487
法人税、住民税及び事業税	29,291	5,130
法人税等還付税額	-	21,867
法人税等調整額	8,697	25,383
法人税等合計	37,988	8,645
当期純利益又は当期純損失()	129,070	70,133
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	129,070	70,133

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
当期純利益又は当期純損失()	129,070	70,133
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	216	220
繰延ヘッジ損益	14,100	367
その他の包括利益合計	14,316	147
包括利益	114,753	70,280
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	114,753	70,280
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	312,000	175,600	1,550,138	2,037,738
当期変動額				
剰余金の配当			81,180	81,180
親会社株主に帰属する当期純利益			129,070	129,070
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	47,890	47,890
当期末残高	312,000	175,600	1,598,028	2,085,628

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	441	14,468	14,026	2,051,764
当期変動額				
剰余金の配当				81,180
親会社株主に帰属する当期純利益				129,070
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	216	14,100	14,316	14,316
当期変動額合計	216	14,100	14,316	33,573
当期末残高	657	367	290	2,085,337

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	312,000	175,600	1,598,028	-	2,085,628
当期変動額					
剰余金の配当			40,590		40,590
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			70,133		70,133
自己株式の取得				0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	110,723	0	110,723
当期末残高	312,000	175,600	1,487,305	0	1,974,904

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	657	367	290	2,085,337
当期変動額				
剰余金の配当				40,590
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）				70,133
自己株式の取得				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	220	367	147	147
当期変動額合計	220	367	147	110,871
当期末残高	437	-	437	1,974,466

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	167,058	61,487
減価償却費	4,933	5,981
賞与引当金の増減額(は減少)	1,200	22,700
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	6,297	8,866
受取利息及び受取配当金	8,981	3,715
為替差損益(は益)	2,738	4,763
営業未収入金の減少・増加()額	56,747	250,103
たな卸資産の増減額(は増加)	3,069	481
旅行前払金の減少・増加()額	9,105	157,915
未収消費税等の増減額(は増加)	893	5,901
その他の資産の増減額(は増加)	1,343	40,276
営業未払金の増加・減少()額	74,268	128,706
旅行前受金の増加・減少()額	98,713	874,711
その他の負債の増減額(は減少)	12,803	45,427
小計	147,640	752,536
利息及び配当金の受取額	8,977	3,726
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	9,797	42,317
営業活動によるキャッシュ・フロー	166,416	791,127
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,518	-
無形固定資産の取得による支出	4,980	4,000
投資有価証券の取得による支出	200,000	-
投資有価証券の払戻による収入	200,106	106
保険積立金の積立による支出	424	308
保険積立金の解約による収入	-	11,956
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,817	7,754
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	81,060	40,653
自己株式の取得による支出	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	81,060	40,654
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,738	4,763
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	75,799	819,263
現金及び現金同等物の期首残高	2,295,825	2,371,625
現金及び現金同等物の期末残高	2,371,625	1,552,362

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社は、株式会社ユーラシアサービス1社であります。
- (2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法

デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替予約について、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引

ヘッジ対象

営業費用に係わる外貨建債務及び外貨建予定取引

ヘッジ方針

為替相場変動リスクを回避する目的で実需の範囲内でのヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして評価しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

旅行に関する営業収益及び営業費用は、ツアーの国内帰着をもって損益と認識する帰着日基準により計上しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到達する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年9月期の年度末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実に
ついて検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開
示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の
充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないた
めに、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年9月期の年度末から適用します。

（表示方法の変更）

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「保険積立金」は、資産の
総額の100分の5を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を
反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示してい
た119,056千円は、「保険積立金」119,056千円として組み替えております。

（追加情報）

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の今後の状況に関して、確定的な計画を立てることが困難な環境下
にあります。一定の仮定として、次のような収束を見込んでおります。

海外旅行が全世界に対して催行できない状況については、2021年前半において一部の国から催行が可能となると仮
定し、従前の、通常に近い形で海外旅行が可能となる時期を2022年前半と仮定しております。

上記の仮定に基づき会計上の見積もりを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の海外を含む状況に関して
は、不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、将来における財政状態、経営成績に影響を及ぼす可
能性があります。

(連結損益計算書関係)

法人税等還付税額は、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」に基づき、繰り戻し請求を行ったことにより還付を受けるものであります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	216千円	220千円
組替調整額	-	-
税効果調整前	216	220
税効果額	-	-
その他有価証券評価差額金	216	220
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	20,317	529
組替調整額	-	-
税効果調整前	20,317	529
税効果額	6,217	162
繰延ヘッジ損益	14,100	367
その他の包括利益合計	14,316	147

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,690,000	-	-	3,690,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年12月21日 定時株主総会	普通株式	40,590	11	2018年9 月30日	2018年12 月25日
2019年5月7日 取締役会	普通株式	40,590	11	2019年3 月31日	2019年6 月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年12月20日 定時株主総会	普通株式	40,590	利益剰余金	11	2019年9 月30日	2019年12 月23日

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	3,690,000	-	-	3,690,000
自己株式				
普通株式（注）	-	1	-	1

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加1株は、単元未満株式の買取りによる増加1株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年12月20日 定時株主総会	普通株式	40,590	11	2019年9 月30日	2019年12 月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）	当連結会計年度 （自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）
現金及び預金勘定	2,371,625千円	1,552,362千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	2,371,625	1,552,362

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、旅行業を営んでおり、営業収益については、旅行代金の前受金の形で入金されるものが大半であります。事前の入金が前提となることより、無借金経営を継続しております。同時に顧客よりの預り金の性質を有する前受金相当の資金につきましては、価値変動リスクにさらすことを避け、現金及び現金同等物として保有することを基本方針としております。一時的な余剰資金は、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引については、リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業未収入金は、通常の営業活動に伴い生じたものであり、顧客の信用リスクにさらされています。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクにさらされています。営業未払金は、通常の営業活動に伴い生じたものであり、短期的に決済されるものであります。デリバティブ取引は、主に外貨建の営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的としたものであります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」を参照してください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理につきましては、取引先ごとの期日および残高管理を行ってリスク低減を図っております。なお、営業未収入金は、短期間で決済されております。市場価格の変動リスクにつきましては、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（2019年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,371,625	2,371,625	-
(2) 営業未収入金(純額)	291,766	291,766	-
(3) 投資有価証券	5,569	5,569	-
(4) 敷金及び保証金	40,928	41,559	630
資産計	2,709,890	2,710,521	630
(1) 営業未払金	134,728	134,728	-
(2) 未払金	33,106	33,106	-
負債計	167,835	167,835	-
デリバティブ取引	529	529	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金並びに(2) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式等は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4) 敷金及び保証金

その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 営業未払金及び(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は()で表示する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式 200,000千円

営業取引保証金 137,000千円

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産(3) 投資有価証券には含めておりません。

営業取引保証金は、返還時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが困難と認められるため、資産(4) 敷金及び保証金には含めておりません。

(注) 3 . 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2019年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,366,284	-	-	-
営業未収入金	292,056	-	-	-
合計	2,658,341	-	-	-

- (注) 1 . 現金は金銭債権ではないため、上記金額に含めていません。
 2 . 営業未収入金は貸倒引当金控除前の総額であります。
 3 . 敷金及び保証金は、返還期日を明確に把握できないため、上記金額に含めていません。

当連結会計年度(2020年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,552,362	1,552,362	-
(2) 営業未収入金(純額)	7,507	7,507	-
(3) 未収還付法人税等	36,875	36,875	-
(4) 投資有価証券	5,683	5,683	-
(5) 敷金及び保証金	40,924	41,127	202
資産計	1,643,352	1,643,555	202
(1) 営業未払金	6,021	6,021	-
(2) 未払金	3,444	3,444	-
負債計	9,466	9,466	-
デリバティブ取引	3,073	3,073	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金並びに(3) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式等は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(5) 敷金及び保証金

その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 営業未払金及び(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は()で表示する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式 200,000千円

営業取引保証金 137,000千円

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産(4) 投資有価証券には含めておりません。

営業取引保証金は、返還時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが困難と認められるため、資産(5) 敷金及び保証金には含めておりません。

(注) 3 . 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
当連結会計年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,548,441	-	-	-
営業未収入金	7,517	-	-	-
未収還付法人税等	36,875			
合計	1,592,833	-	-	-

- (注) 1 . 現金は金銭債権ではないため、上記金額に含めていません。
 2 . 営業未収入金は貸倒引当金控除前の総額であります。
 3 . 敷金及び保証金は、返還期日を明確に把握できないため、上記金額に含めていません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	5,569	6,227	657
	小計	5,569	6,227	657
合計		5,569	6,227	657

(注) 1. 非上場株式(連結貸借対照表計上額200,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2020年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	5,683	6,121	437
	小計	5,683	6,121	437
合計		5,683	6,121	437

(注) 1. 非上場株式(連結貸借対照表計上額200,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	-	-	-

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	-	-	-

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2019年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年9月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建 米ドル	92,100	-	3,073	3,073
合計		92,100	-	3,073	3,073

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2019年9月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	為替予約取引				
	買建 米ドル	営業未払金	324,045	-	5,890
	ユーロ		378,405	-	5,360
合計			702,451	-	529

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

なお、一部為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている営業未払金と一体として処理されているため、その時価は、当該営業未払金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2020年9月30日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自2018年10月1日 至2019年9月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。
なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	118,639千円
退職給付費用	9,180千円
退職給付の支払額	15,477千円
期末における退職給付に係る負債	112,342千円

3. 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

非積立型制度の退職給付債務	112,342千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	112,342
退職給付に係る負債	112,342千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	112,342

4. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	9,180千円
----------------	---------

当連結会計年度(自2019年10月1日 至2020年9月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。
なお、退職給付に係る負債及び退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	112,342千円
退職給付費用	9,302千円
退職給付の支払額	436千円
期末における退職給付に係る負債	121,208千円

3. 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

非積立型制度の退職給付債務	121,208千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	121,208
退職給付に係る負債	121,208千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	121,208

4. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	9,302千円
----------------	---------

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (2019年 9月30日)	当連結会計年度 (2020年 9月30日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>賞与引当金損金算入限度額超過額 9,707千円</p> <p>繰越欠損金 602千円</p> <p>退職給付に係る負債損金算入限度額超過額 35,597千円</p> <p>その他有価証券評価差額金 201千円</p> <p>繰延ヘッジ損益 162千円</p> <p>その他 5,219千円</p> <p>繰延税金資産 小計 51,166千円</p> <p>評価性引当額(注) 25,945千円</p> <p>繰延税金資産合計 25,221千円</p> <p>(注) 評価性引当額が15,422千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が13,510千円減少したことによるものであります。</p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 30.6% (調整)</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.3%</p> <p>住民税均等割 0.4%</p> <p>評価性引当額の増減 9.3%</p> <p>その他 1.3%</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.7%</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>賞与引当金損金算入限度額超過額 2,513千円</p> <p>繰越欠損金 6,535千円</p> <p>退職給付に係る負債損金算入限度額超過額 38,410千円</p> <p>その他有価証券評価差額金 134千円</p> <p>その他 2,513千円</p> <p>繰延税金資産 小計 50,107千円</p> <p>評価性引当額(注) 50,107千円</p> <p>繰延税金資産合計 -千円</p> <p>(注) 評価性引当額が24,162千円増加しております。この増加の主な内容は、退職給付に係る負債損金算入限度額に係る評価性引当額が13,370千円増加し又、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が6,535千円増加したことによるものであります。</p> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。</p>

(資産除去債務関係)

前連結会計年度末、当連結会計年度末とも重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは海外旅行及びこれに関連する旅行傷害保険等のサービスを行う旅行業を営んでおり、単一セグメントであるため記載を省略しています。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

項目	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり純資産額	565円13銭	535円09銭
1株当たり当期純利益金額又は1株 当たり当期純損失金額()	34円98銭	19円01銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額	潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額については、潜在株式が存在 しないため、記載していません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額については、1株当たり当期 純損失であり、また、潜在株式が存 在しないため、記載してありませ ん。

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会 社株主に帰属する当期純損失()(千 円)	129,070	70,133
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰 属する当期純損失()(千円)	129,070	70,133
期中平均株式数(株)	3,690,000	3,690,000

期中平均株式数の1株未満の端数は、四捨五入しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(千円)	1,178,817	2,326,993	2,336,732	2,347,587
税金等調整前四半期純損失金額()又は税金等調整前四半期(当期)純利益金額(千円)	29,842	31,803	17,391	61,487
親会社株主に帰属する四半期純損失金額()又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(千円)	20,287	21,998	15,585	70,133
1株当たり四半期純損失金額()又は1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	5.50	5.96	4.22	19.01

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	5.50	0.46	10.19	14.78

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,286,656	1,476,821
営業未収入金	292,056	7,517
旅行前払金	164,666	6,750
前払費用	7,198	9,232
未収還付法人税等	-	36,875
その他	25,080	46,659
貸倒引当金	290	10
流動資産合計	2,775,368	1,583,847
固定資産		
有形固定資産		
建物	70	61
工具、器具及び備品	3,536	1,915
有形固定資産合計	3,606	1,977
無形固定資産		
ソフトウェア	17,240	16,892
電話加入権	2,862	2,862
無形固定資産合計	20,102	19,755
投資その他の資産		
投資有価証券	205,569	205,683
関係会社株式	30,000	30,000
繰延税金資産	10,639	-
敷金及び保証金	177,928	177,924
保険積立金	119,056	116,514
投資その他の資産合計	543,194	530,122
固定資産合計	566,904	551,854
資産合計	3,342,272	2,135,702

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	144,024	6,239
未払金	45,450	6,721
未払費用	12,151	9,814
未払法人税等	34,000	-
旅行前受金	952,800	78,089
預り金	4,018	1,940
賞与引当金	22,000	5,500
流動負債合計	1,214,446	108,305
固定負債		
退職給付引当金	81,829	88,202
固定負債合計	81,829	88,202
負債合計	1,296,276	196,508
純資産の部		
株主資本		
資本金	312,000	312,000
資本剰余金		
資本準備金	175,600	175,600
資本剰余金合計	175,600	175,600
利益剰余金		
利益準備金	1,435	1,435
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,557,251	1,450,597
利益剰余金合計	1,558,686	1,452,032
自己株式	-	0
株主資本合計	2,046,286	1,939,631
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	657	437
繰延ヘッジ損益	367	-
評価・換算差額等合計	290	437
純資産合計	2,045,996	1,939,194
負債純資産合計	3,342,272	2,135,702

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
営業収益	5,727,590	2,347,587
営業費用	3 4,669,250	3 1,895,995
営業総利益	1,058,339	451,591
販売費及び一般管理費	1, 3 906,057	1, 3 642,126
営業利益又は営業損失()	152,281	190,534
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	8,981	3 9,714
為替差益	6,088	13,347
助成金等収入	-	79,643
保険積立金解約益	-	9,054
その他	3 2,089	3 2,174
営業外収益合計	17,159	113,934
経常利益又は経常損失()	169,440	76,600
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	169,440	76,600
法人税、住民税及び事業税	29,111	530
法人税等還付税額	-	2 21,867
法人税等調整額	9,440	10,801
法人税等合計	38,551	10,535
当期純利益又は当期純損失()	130,889	66,064

【旅行原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
1.航空運賃		2,103,985	45.1	852,511	45.0
2.地上費		2,321,819	49.7	934,527	49.3
3.その他		243,446	5.2	108,955	5.7
旅行原価		4,669,250	100.0	1,895,995	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	312,000	175,600	175,600	1,435	1,507,542	1,508,977
当期変動額						
剰余金の配当					81,180	81,180
当期純利益					130,889	130,889
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	49,709	49,709
当期末残高	312,000	175,600	175,600	1,435	1,557,251	1,558,686

	株主資本	評価・換算差額等			純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差 額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,996,577	441	14,468	14,026	2,010,603
当期変動額					
剰余金の配当	81,180				81,180
当期純利益	130,889				130,889
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		216	14,100	14,316	14,316
当期変動額合計	49,709	216	14,100	14,316	35,392
当期末残高	2,046,286	657	367	290	2,045,996

当事業年度（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						自己株式
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	312,000	175,600	175,600	1,435	1,557,251	1,558,686	-
当期変動額							
剰余金の配当					40,590	40,590	
当期純損失（ ）					66,064	66,064	
自己株式の取得							0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	106,654	106,654	0
当期末残高	312,000	175,600	175,600	1,435	1,450,597	1,452,032	0

	株主資本	評価・換算差額等			純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,046,286	657	367	290	2,045,996
当期変動額					
剰余金の配当	40,590				40,590
当期純損失（ ）	66,064				66,064
自己株式の取得	0				0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	220	367	147	147
当期変動額合計	106,654	220	367	147	106,802
当期末残高	1,939,631	437	-	437	1,939,194

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均

法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与の支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替予約について、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引

ヘッジ対象

営業費用に係わる外貨建債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

為替相場変動リスクを回避する目的で実需の範囲内でのヘッジを行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして評価しております。

5. 収益及び費用の計上基準

旅行に関する営業収益及び営業費用は、ツアーの国内帰着をもって損益と認識する帰着日基準により計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

当社では、新型コロナウイルス感染症の今後の状況に関して、確定的な計画を立てることが困難な環境下にあります。一定の仮定として、次のような収束を見込んでおります。

海外旅行が全世界に対して催行できない状況については、2021年前半において一部の国から催行が可能となると仮定し、従前の、通常に近い形で海外旅行が可能となる時期を2022年前半と仮定しております。

上記の仮定に基づき会計上の見積もりを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の海外を含む状況に関しては、不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、将来における財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

- 1 関係会社に対する短期金銭債務は前事業年度21,811千円、当事業年度3,504千円であります。

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
給与手当	291,529千円	251,753千円
雑給	135,169	94,539
賞与	20,611	-
広告宣伝費	105,382	64,910
地代家賃	53,357	53,357
減価償却費	4,933	5,981
賞与引当金繰入額	22,000	2,982
退職給付費用	5,698	6,537

2. 法人税等還付税額は、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」に基づき、繰り戻し請求を行ったことにより還付を受けるものであります。

3. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
営業取引	213,502千円	123,756千円
営業取引以外の取引	1,200	7,200

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度、前事業年度とも貸借対照表計上額は30,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。関連会社株式は、当事業年度、前事業年度ともありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2019年9月30日)	当事業年度 (2020年9月30日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金損金算入限度額超過額 6,732千円	賞与引当金損金算入限度額超過額 1,683千円
繰越欠損金 - 千円	繰越欠損金 6,535千円
退職給付引当金損金算入限度額超過額 25,039千円	退職給付引当金損金算入限度額超過額 26,990千円
その他有価証券評価差額金 201千円	
繰延ヘッジ損益 162千円	
その他 4,773千円	その他 1,998千円
繰延税金資産 小計 36,584千円	繰延税金資産 小計 37,207千円
評価性引当額 25,945千円	評価性引当額 37,207千円
繰延税金資産合計 10,639千円	繰延税金資産合計 - 千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 30.6%	税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.3%	
住民税均等割 0.3%	
評価性引当額の増減 9.1%	
その他 1.3%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.8%	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位:千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	70	-	-	8	61	4,608
	工具、器具及び備品	3,536	-	-	1,621	1,915	18,266
	計	3,606	-	-	1,629	1,977	22,874
無形固定資産	ソフトウェア	17,240	4,000	-	4,347	16,892	29,944
	電話加入権	2,862	-	-	-	2,862	-
	計	20,102	4,000	-	4,347	19,755	29,944

【引当金明細表】

(単位:千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	290	10	290	10
賞与引当金	22,000	5,500	22,000	5,500

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める額
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第34期）（自 2018年10月1日 至 2019年9月30日）2019年12月23日関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

2019年12月23日関東財務局長に提出

(3)四半期報告書及び確認書

（第35期第1四半期）（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月13日関東財務局長に提出

（第35期第2四半期）（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）2020年5月14日関東財務局長に提出

（第35期第3四半期）（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月13日関東財務局長に提出

(4)臨時報告書

2019年12月24日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年12月21日

株式会社ユーラシア旅行社

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 米林 喜一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川村 啓文 印

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユーラシア旅行社の2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユーラシア旅行社及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ユーラシア旅行社の2020年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ユーラシア旅行社が2020年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年12月21日

株式会社ユーラシア旅行社

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 米林 喜一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川村 啓文 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユーラシア旅行社の2019年10月1日から2020年9月30日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユーラシア旅行社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。